

静岡県動物愛護施策の推進に係る検討会報告書の概要

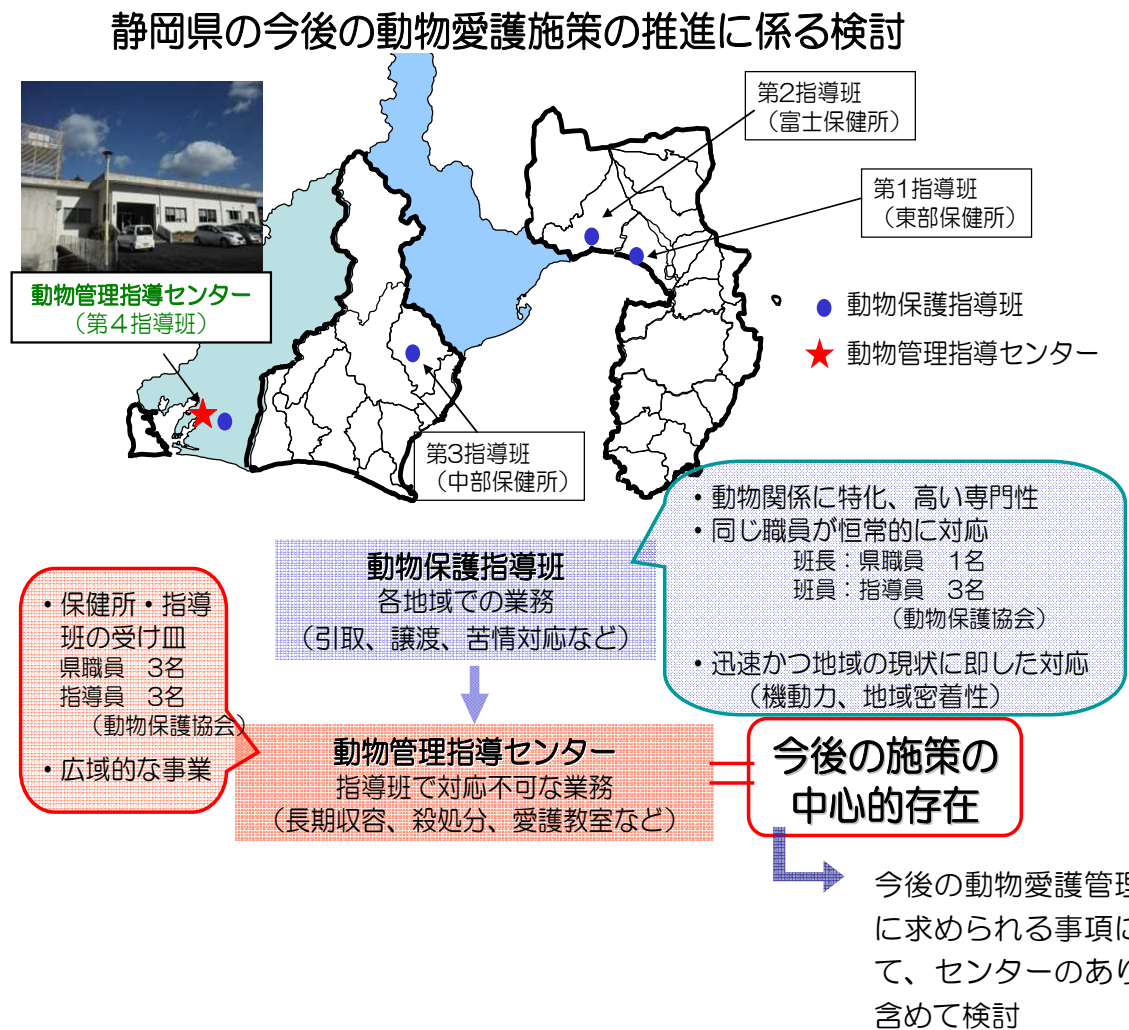
動物愛護施策の推進に係る検討会（令和2年1月10日）

第1章 動物愛護施策の推進に係る検討会の設置背景について

近年の動物愛護精神の高まりを受け、動物行政において、人と動物の共生や動物愛護精神の涵養、殺処分減少に向けた取組の比重が大きくなっている。

平成24年の動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「動愛法」とする）の法改正では、法目的に「人と動物との共生」が追記され、地方公共団体の役割として殺処分ゼロに向けた譲渡、返還の推進が明記された。県では、「静岡県動物愛護管理推進計画」及び静岡県の総合計画「新ビジョン」に基づき、「人と動物とが共生する社会の実現」を目指し、様々な施策に取り組んでいる。

動物管理指導センターは、保健所及び動物保護指導班（以下、指導班）の受け皿としての役割を担うとともに、県の動物愛護管理行政の中核となる存在である。ついでには、当該施設に求められる役割やあり方等も含めて、今後の県の動物愛護施策について検討を行う必要があるという考えのもと、このたびの動物愛護施策の推進に係る検討会の設置に至った。



第2章 本県の動物愛護管理行政の現状と課題

県の動物愛護管理行政の組織は、本庁（衛生課）、7箇所の保健所（賀茂、熱海、東部、御殿場、富士、中部、西部）及び動物管理指導センターからなり、県の動物収容施設は、4か所の動物保護管理所（賀茂、東部、富士、中部）及び動物管理指導センターである。

動物管理指導センターでは、各指導班が保護、引取りした犬、猫のうち、譲渡、返還に至らなかった動物の飼養管理、譲渡、殺処分、また、普及啓発活動、動物由来感染症の調査研究等の業務を行っている。

政令市には、県動物管理指導センターにあたる施設として、静岡市動物指導センター（静岡市）、浜松市動物愛護教育センター（浜松市）が設置されており、これら3施設の配置を見ると、中部以西に偏重しており、更に浜松市については県及び浜松市の施設が重複した状況にある。

県の動物管理指導センターの来場者数は、県内政令市のセンターと比較すると、非常に少ない。また、浜松市内に設置されていることから、来場者の大半が浜松市民である。

これは、無機質で訪れにくい雰囲気、煙突や焼却炉を設置していることにより処分施設としてのイメージが定着していることが起因していると考えられる。さらに、場所の分かりづらさやアクセスの悪さ等の立地の悪さも来場者数が少ない原因となっていると考えられる。

【各組織の業務実施体制】

業務内容 \ 組織名	本庁	指導班	衛生業務課	動物管理指導センター
普及啓発事業	○	○		○
飼い主指導（地域猫対応）		○	○	（第4指導班が実施）
狂犬病予防登録注射指導		○	○	（第4指導班が実施）
動物取扱業の登録			○	
特定動物の飼養許可			○	
動物由来感染症対策				○
犬の捕獲・収容		○		（第4指導班が実施）
犬猫の引取り		○		（第4指導班が実施）
負傷動物の収容		○	（状況に応じて実施）	（第4指導班が実施）
返還		○		（第4指導班が実施）
飼育管理		○		○
譲渡		（ボランティア譲渡実施）		○
殺処分		（状況に応じて実施）		○
焼却				○

第3章 本県の動物愛護管理行政に求められる事項

本県の動物管理行政には、「殺処分頭数の減少に向けた取組み」、「動物に関する苦情への対応」、「高齢社会への対応」、「ボランティアとの協働」、「被災動物対策」の5つの事項が求められている。

これらの事項に対応するためには、本県の地理的な特徴や突発的な業務等に対応できる指導班動物管理指導センターの現行体制を今後も継続していくことが望ましい。

しかしながら、動物管理指導センターについては、老朽化していることに加え、犬の抑留施設として設置されたことから、猫の収容頭数が多い現状にそぐわない施設である。また、処分施設としてのイメージが強く、閉鎖的な施設であることに加え、県の西端に位置しているため、県東部地域からの利用者が少ないなどの課題がある。

【指導班及び動物管理指導センターに求められる役割】

指導班（保健所）	動物管理指導センター
<p>○譲渡・返還業務 返還時の飼い主の利便性を考慮した返還業務や、各地域でのボランティアとのつながりを利用したボランティア譲渡の実施が求められる。</p> <p>○飼い主指導 飼い方に問題があると思われる飼い主に直接的な指導を行う等、具体的な事案の解決が求められる。</p> <p>○普及啓発 動物愛護教室やふれあい訪問活動等、その機動力を活かし、地域に密着した訪問型の普及啓発の実施が求められる。</p> <p>○ボランティアとの協働 保護、引取りした動物の各地域のボランティアへの譲渡や、普及啓発事業への参加協力、地域猫活動の実施等、各地域に密着したボランティアとの協働が求められる。</p> <p>○被災動物対策 各地域の状況を踏まえた地域密着型の普及啓発を行うことが求められる。</p>	<p>○譲渡・返還業務 動物愛護の象徴としての機能や集客機能を利用した終生飼養者への譲渡や、医療機能を利用した動物の健康管理や馴化、社会復帰のトレーニング（長期収容機能）など、譲渡に特化した業務が求められる。</p> <p>○飼い主指導 広く県民に適正飼養について周知をすることにより、間接的に飼い主のマナーを向上させることが求められる。</p> <p>○普及啓発 動物愛護の象徴としての機能やこれまで培ってきた専門性を活かした広範的、専門的な集客型の普及啓発の実施が求められる。</p> <p>○ボランティアとの協働 県内全域のボランティアを対象とした一貫性のある教育や、動物愛護の象徴としての機能を利用したボランティア活動の周知や活動場所の提供など、ボランティアの支援や教育の拠点となる施設であることが求められる。</p> <p>○被災動物対策 平常時からの普及啓発及び備蓄に加え、被災動物救護拠点として機能できることが求められる。</p>

第4章 今後の動物管理指導センターのあり方について

今後、動物管理指導センターには、動物愛護施策の推進において、「動物の命をつなぐ拠点」「普及啓発の拠点」「ボランティアの育成、支援の拠点」「災害時動物対策の拠点」の4つの機能が求められ、県の動物愛護の拠点として大きな機能変換が求められる。

しかしながら、現状の動物管理指導センターは、施設の老朽化、処分施設としてのイメージが強いこと、利用者の地理的偏りがあること、収容機能等が不十分であること等、ソフト面の施策のみでは補い切れない課題を多く抱えている。

これを踏まえて、当該施設に求められる役割を果たすことのできる機能を備えた新たな動物愛護の拠点を整備する必要があると言える。

また、現状どおりの浜松市への拠点の配置では、設置場所が重複し、県全体として動物愛護管理行政施設が中部以西に偏重している。県民全体に対する動物愛護施策を実施するにあたっては、県と政令市の各センターが緊密な連携を図るとともに、東部地域の適正飼養の普及啓発強化の必要性、災害時の被災動物救護拠点の全県的なバランス等の観点から、県の動物愛護の拠点の配置を検討する必要がある。

(1) 現静岡県動物管理指導センター施設概要

名 称	静岡県動物管理指導センター
設 置 者	静岡県
所 在 地	静岡県浜松市西区大山町 3551 番地の 1
設置時期	昭和 50 年 4 月（築 44 年経過）
アクセス	・ JR 浜松駅からバスで約 40 分、バス下車後徒歩で 25 分 ・ 東名高速道路浜松西インターから車で 5 分

※第 2・第 4 土曜日の動物愛護館の一般開放時は、譲渡会やふれあい事業を開催（建物等概要）

○面積 敷地 14,909.11 m²、延床 1,274.71 m²

○構造 鉄筋コンクリート造／平屋建（愛玩小動物棟の一部は地下 2 階建）

(2) 実施業務

項 目	内 容
動物の保護と管理	・ 犬猫の苦情処理及び正しい飼い方の指導 ・ 狂犬病予防法に基づく犬の保護 ・ 飼うことのできなくなった犬・猫及び所有者不明の犬・猫の引取り ・ 犬・猫の譲渡（子犬・子猫をゆずる会、子猫のふれあい広場等） ・ 人を咬んだ飼い主不明犬の狂犬病検診 ・ 動物の虐待防止に関する指導及び措置
動物愛護精神と適正飼養の普及啓発	・ 動物愛護教室等 ・ 動物介在活動（動物ふれあい訪問活動等） ・ 飼育講習会（犬猫の譲渡希望者講習会、学校飼育動物学習会等） ・ 災害時における愛玩動物対策行動指針及びペット同行避難の周知
動物由来感染症の実態把握（調査研究）	・ 動物から人へ感染するおそれがある疾病に関する調査研究 等

第5章 本検討会のまとめ

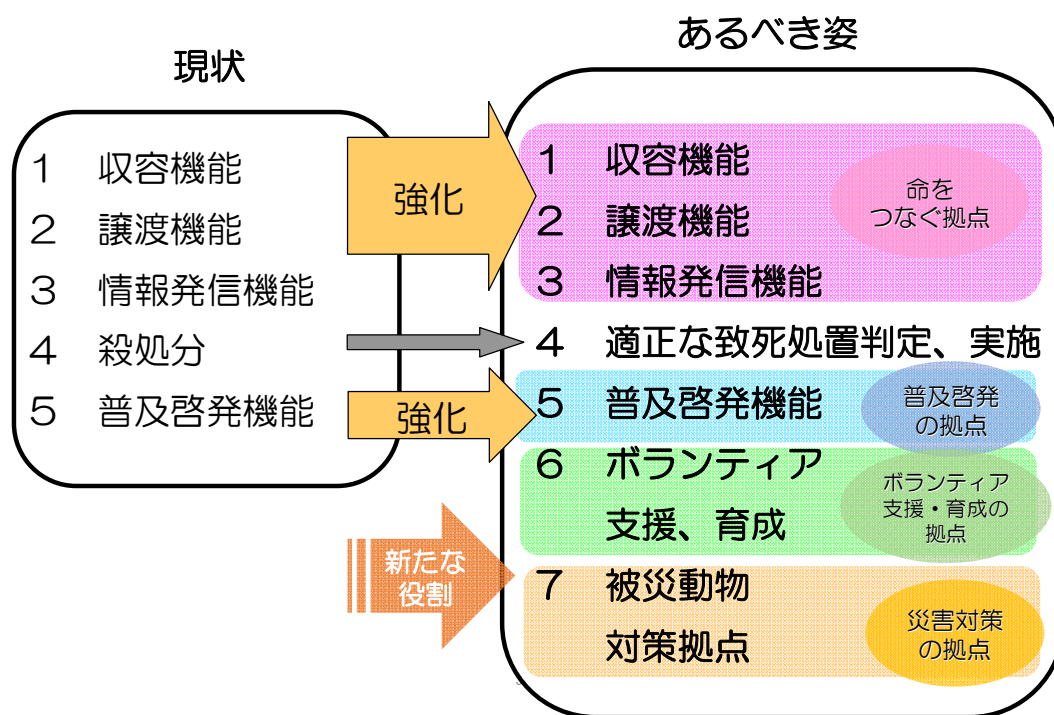
近年の動愛法の改正により、「人と動物とが共生する社会」や「終生飼養」が重要視される等、動物愛護管理行政は新たな段階に進んでおり、そのような動向を踏まえ、施策の方針等を大幅に転換する必要がある。

本県の動物愛護管理行政は、「人と動物とが共生する社会」を目指す姿としている。具体的には、終生飼養・適正飼養の徹底、譲渡の促進、飼い主のいない猫に対する対策等により、殺処分の必要がない環境、適正飼養指導等による動物に関する苦情の減少や災害時の動物救護体制整備により、人と動物の安全と健康が確保された環境がそれにあたる。しかし、その実現にあたり、現在の本県の動物愛護管理行政には、収容能力、譲渡機能の拡充、より幅広い対象への動物愛護普及啓発、ボランティアの支援・育成、災害対策等への取組が不足している。

県では現在、指導班と動物管理指導センターの分業体制により業務を行っている。指導班体制は、本県の地理的な特徴や突発的な業務に対応できる効果的な体制であり、今後も継続していくことが望ましく、指導班と動物管理指導センターの両者は、今後の動物愛護管理行政に求められる事項に基づいて、それぞれ求められる役割を担っていくこととなる。

その中で、動物管理指導センターには今後の動物愛護施策の拠点（動物の命をつなぐための拠点、普及啓発の拠点、ボランティアの支援・育成の拠点、災害時動物対策の拠点）としての役割が求められるが、現在の施設設備ではその役割を果たすための十分な機能を備えておらず、機能の強化及び変換が必要である。

また、動物愛護の象徴としての機能や県民の立ち寄りやすさ等を鑑みると、その設置場所についても、検討する必要がある、その際には県内政令市の施設との配置バランスも考慮する必要がある。



『動物の命をつなぎ、人の心を育み、共に生きる』